

林業に就業する皆さんを支援します ～森林・林業人材育成対策～

緑の青年就業準備給付金

林業への就業に向け、林業大学校等において必要な知識の習得等を行う方に給付金
(最大150万円/年(最大2年間))を給付します。

事業要件

将来的には林業の中核を担う強い意欲を有しており、就業予定時の年齢が原則45歳未満であること等の要件を満たすことが必要です。

「緑の雇用」現場技能者育成対策事業

①新規就業者の確保・育成・キャリアアップ

新規就業者の確保・育成からキャリアアップまで研修を通じて林業事業体を支援します。
(研修生1人当たり月額9万円等)

事業要件

○助成対象の林業事業体は、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく改善計画が認定されている等の要件を満たすことが必要です。

○研修生は、研修の種類により、一定の就業経験等の要件を満たすことが必要です。

確保

▶ トライアル雇用

(対象: 本格就業を目指す者)

林業への適性の見極めや林業の作業実態等の理解を図る

基本

▶ 林業作業士(フォレストワーカー)研修

(対象: 新規就業者等)



林業に必要な資格等(※)の取得に加え、基本的な知識・技術等の習得のため集合研修とOJT研修(職場内研修)を組み合わせた**3年間の研修**を実施
(※チェーンソー伐木等業務等)

キャリアアップ

▶ 現場管理責任者(フォレストリーダー)研修

(対象: 林業就業経験5年以上)

担当現場の効率的な運営や**現場の統括管理**に必要な知識・技術・技能等を習得

▶ 統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)研修

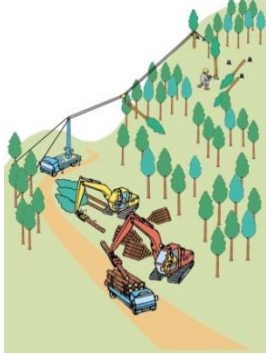
(対象: 林業就業経験10年以上)



②林業機械・作業システム高度化技能者育成(新規)

事業要件

○高度な架線技術に必要な技能を習得しようとする者、森林作業道作設経験者のうち基本土工を理解している者 等が育成対象者となります。



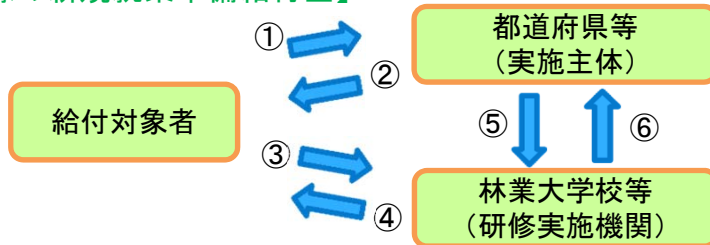
索張り等の架線作業は、地形等に応じて異なり、高度な技術が必要です。

急傾斜地等における木材の生産性向上を図るため、**高度な索張り技術を有する技能者の育成等**(※)を推進(研修受講料は無料)

(※このほか高度な森林作業道作設オペレーターの育成も実施します。)

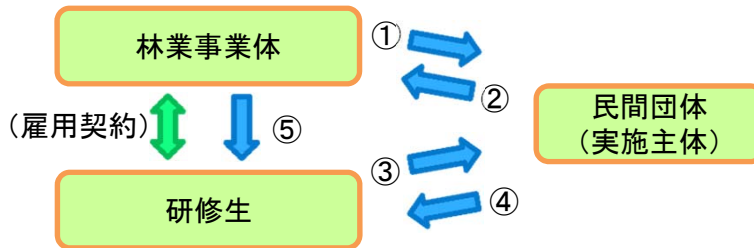
事業の流れ

【緑の新規就業準備給付金】



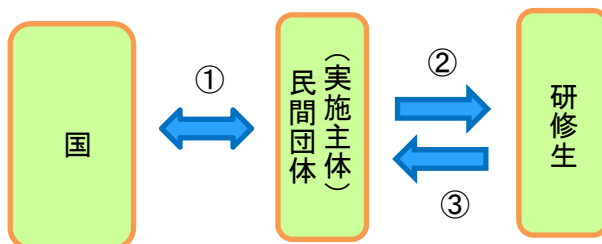
- ①計画・給付金申請
- ②計画承認・給付金支払
- ③研修参加
- ④研修実施
- ⑤研修実施機関の認定
- ⑥研修実施状況確認等への協力

【新規就業者の確保・育成・キャリアアップ】



- ①計画・助成金申請
- ②計画承認・助成金支払、OJT研修に対する安全指導等の実施
- ③集合研修参加
- ④集合研修による指導
- ⑤OJT研修の実施、集合研修へ研修生を派遣

【林業機械・作業システム高度化技能者育成(新規)】



- ①委託契約
- ②研修生の募集
- ③研修参加

詳細については、林野庁経営課林業労働対策室(☎03-3502-1629)に御相談ください。また、「緑の雇用」事業のうち、林業機械・作業システム高度化技能者育成については、林野庁研究指導課(☎03-3501-5025)に御相談ください。

インターネットで

緑の雇用

検索